

第27期

定時株主総会招集ご通知

アンジェス株式会社

証券コード 4563

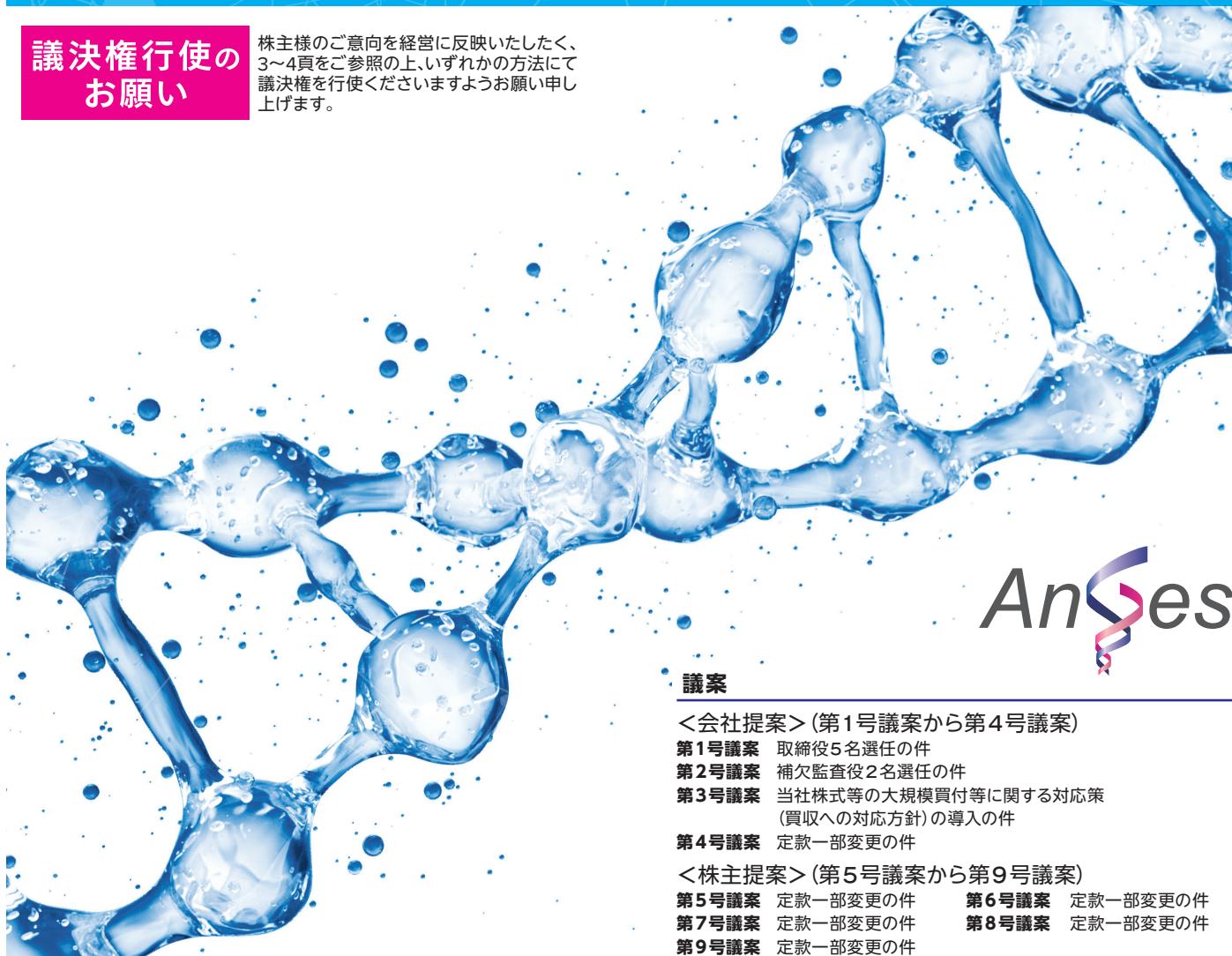
2025年1月1日 ▶ 2025年12月31日

日時 2026年3月27日(金) 午前10時 (受付開始午前9時)

場所 ハービスHALL 大阪府大阪市北区梅田2丁目5-25
ハービスOSAKA B2F

議決権行使の お願い

株皆様のご意向を経営に反映いたしたく、
3~4頁をご参照の上、いずれかの方法にて
議決権を行使くださいますようお願い申し
上げます。



AnGes

議案

<会社提案> (第1号議案から第4号議案)

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第3号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応策
(買収への対応方針)の導入の件
- 第4号議案 定款一部変更の件

<株主提案> (第5号議案から第9号議案)

- 第5号議案 定款一部変更の件
- 第6号議案 定款一部変更の件
- 第7号議案 定款一部変更の件
- 第8号議案 定款一部変更の件
- 第9号議案 定款一部変更の件

株主各位

証券コード 4563
2026年3月4日
(電子提供措置の開始日 2026年3月3日)
大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
アンジェス株式会社
代表取締役社長 山田 英

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.anges.co.jp/news/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年3月26日(木曜日)午後10時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使書に記載のQRコードを読み取る方法、もしくは議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただく方法で、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使につきましては、3~4頁に記載の「議決権行使方法のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。



行使期限までにインターネットにより議決権を行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず**抽選で1,000名様に電子ギフト(500円相当)を贈呈いたします。**応募方法はこちら⇒
※一部のQRコード読み取りアプリでは、推奨環境以外のブラウザを内蔵しているため、応募画面に遷移できない場合がございます。スマートフォンに備え付きのQRコード読み取り機能をお試しください。※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 ハービスHALL（末尾の「第27期定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
大阪府大阪市北区梅田2丁目5-25 ハービスOSAKA B2F
3. 目的事項
報告事項
 1. 第27期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役5名選任の件
 - 第2号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第3号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件
 - 第4号議案 定款一部変更の件
 - 第5号議案 株主提案議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）
 - 第6号議案 株主提案議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）
 - 第7号議案 株主提案議案 定款一部変更の件（社内取締役を交えない経営会議開催義務）
 - 第8号議案 株主提案議案 定款一部変更の件（株主名簿の閲覧謄写についての規定）
 - 第9号議案 株主提案議案 定款一部変更の件（秋田新太郎ことルイスシブヤと同社創業者森下竜一氏との関係性に関する特別調査委員会の設置）

以 上

-
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - 議決権行使において、各議案につき賛否の記載がない場合の取扱いは、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
 - 書面交付請求をされた株主様にご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、以下の事項を当該書面には記載しておりません。
 - ・ 事業報告「新株予約権等の状況」
 - ・ 計算書類等「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」したがいまして、当該書面は、会計監査人及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - 書面交付請求をされていない株主様には、法令で定める事項、株主総会参考書類に加えて、事業報告の一部等を抜粋した書面をご送付しております。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - インターネット等の手段を用いて会場の模様を動画配信し、株主様に確認、傍聴いただくことができるようにしております。
 - 今後、株主総会の運営方法等について変更がある場合の連絡事項等については、次に記載の当社ホームページに掲載いたしますのでご確認ください。 <https://www.anges.co.jp/>

議決権行使方法のご案内



インターネットにより議決権を行使される場合

スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶▶▶▶▶ 2026年3月26日(木) 午後10時まで



スマートフォンから

お手元の議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。

議決権行使書	株主総会日	議決権行使書
アンジェス株式会社 御中	2026年 3月27日	議決権行使書

議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書
議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書	議決権行使書

ログインID: 0000XXXX-XXXX-XXXX
仮パスワード: 0000XXXX

- ✓ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ✓ パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ✓ 面倒なID・パスワードの入力が不要

※スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
※ご利用のQRコード読み取りアプリによっては操作が必要な場合もあります。
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



パソコン等から

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人) 三菱UFJ 信託銀行 証券代行部

●ログイン
ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」をクリックしてください。

ログインID: (半角)

パスワード
または仮パスワード: (半角)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」をクリックしてください。

ログインID、仮パスワードは議決権行使書裏面に記載されています。

パスワードをお失念またはロックししまった場合は、「パスワード再発行の申請書」を印刷し、お届先にお送りの上、ご連絡ください。

「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージです。

3 新しいパスワードを登録してください。

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード (株主名簿管理人のパスワード) を入力してください。

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード (確認用) (半角)

(ご注意ください)

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関するお問い合わせ先 ▶ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
☎ 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



郵送により議決権を行使される場合

本株主総会招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書に、賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 ▶▶▶▶▶ 2026年3月26日(木) 午後10時必着

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書

アンジェス株式会社 御中

株 主 総 会 日
2026年 3月27日
議 決 権 の 数

私は右記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、以下（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。

2026年 3月 日

個

会社提案議案	第1号		第2号		第3号	第4号
原案に対する 賛否	賛	但し	賛	但し	賛	賛
	否	を除く	否	を除く	否	否

株主提案議案	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号
原案に対する 賛否	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

(ご注意)
当社は、議案
につき賛否の

こちらに議案の賛否をご記入ください。

<会社提案>

第1号議案、第2号議案

- ・ 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・ 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・ 一部の候補者に >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する場合 反対する候補者の番号を
ご記入ください。

<会社提案>

第3号議案、第4号議案

- ・ 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・ 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

<株主提案>

第5号議案 – 第9号議案

- ・ 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・ 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**当社取締役会は、
株主提案議案のすべてに
反対しております。**

ライブ配信のご案内

1. 配信日時

2026年3月27日(金) 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ ライブ配信ページは、株主総会当日の午前9時30分頃からアクセス可能となります。

2. ご視聴の方法

(1) 下記URL (株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」)へアクセスしてください。

URL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



(QRコード)

(2) 株主様認証画面(ログイン画面)で「ログインID」と「パスワード」を入力し、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「ログイン」ボタンをクリックしてください。「ログインID」と「パスワード」は、招集通知に同封されている議決権行使書裏面に記載されております。

なお、議決権行使書裏面に印字されたQRコードをスマートフォン等で読み取っていただくと、「ログインID」と「パスワード」の入力を省略して株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へログインいただくことが可能です。

3. ご視聴に関する留意事項

(1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

(2) ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、3ページから4ページにてご案内の方法により行使期限までに行ってくださいようお願い申し上げます。

(3) ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。

(4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。

(5) インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。

(6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。

(7) 本ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

4. 株主総会へご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮いたしますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

【ライブ配信に関するお問い合わせ先】

① ID・パスワードに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社

☎ 0120-676-808 (通話料無料)

受付時間

午前9時から午後5時まで(土日祝日等を除く。)
ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了時刻まで

② ネットワーク環境等の技術的な点に関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ

03-4335-8078

受付時間

2026年3月27日(金)午前9時から株主総会終了時刻まで

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再任	やま だ 山田 英	代表取締役社長	100% (20回/20回)
2	再任	さ とう 佐藤 尚哉	取締役	100% (20回/20回)
3	新任	こん どう 近藤 章	—	—
4	新任	わ だ 和田 直美	—	—
5	新任	あか はね 赤羽 悟美	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>再任</p> <p>やま だ えい 山 田 英 (1950年6月27日生)</p>	<p>1981年4月 日本学術振興会 奨励研究員</p> <p>1982年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社</p> <p>1995年1月 株式会社そーせい入社</p> <p>2000年8月 宝酒造株式会社入社 ドラゴン・ジェノミクス株式会社（現タカラバイオ株式会社）取締役</p> <p>2001年5月 当社入社 事業開発本部長</p> <p>2001年8月 当社取締役</p> <p>2002年9月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>2014年3月 AnGes USA, Inc. President（現任）</p> <p>2020年1月 EmendoBio Inc. 取締役</p> <p>2023年9月 Emendo Research and Development Ltd. 取締役（現任）</p> <p>2024年3月 EmendoBio Inc. CEO（現任） （重要な兼職の状況） AnGes USA, Inc. President EmendoBio Inc. CEO Emendo Research and Development Ltd. 取締役</p>	104,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 2002年9月に代表取締役社長に就任以降、当社グループの最高責任者として、経営戦略の決定、研究開発、事業開発及び管理業務を統括し、当社グループの経営目標を着実に遂行する上で必要な経験・知見、強いリーダーシップ力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	<p data-bbox="247 254 308 284">再任</p> <p data-bbox="254 470 459 541">さ と う な お や 佐 藤 尚 哉 (1960年4月25日生)</p>	<p data-bbox="489 243 1191 299">1985年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社</p> <p data-bbox="489 303 1191 359">2010年4月 田辺三菱製薬株式会社（現田辺ファーマ株式会社）国際事業部マネージャー</p> <p data-bbox="489 364 928 390">2013年4月 薬理第二研究所第1部長</p> <p data-bbox="489 394 1191 480">2015年6月 国立大学法人京都大学医学研究科メディカルイノベーションセンター出向 TMKプロジェクト特任教授</p> <p data-bbox="489 485 943 511">2020年5月 当社入社 社長室担当部長</p> <p data-bbox="489 515 852 541">2021年10月 当社経営企画部長</p> <p data-bbox="489 545 928 571">2022年3月 当社取締役経営企画部長</p> <p data-bbox="489 576 1019 601">2022年9月 EmendoBio Inc. 取締役（現任）</p> <p data-bbox="489 606 1140 632">2023年6月 MyBiotics Pharma Ltd. 社外取締役（現任）</p> <p data-bbox="489 636 1191 692">2023年9月 Emendo Research and Development Ltd. 取締役</p> <p data-bbox="489 697 852 722">2024年3月 同社 CEO（現任）</p> <p data-bbox="489 727 1170 752">2024年8月 当社取締役経営企画部長兼財務部長兼管理部長</p> <p data-bbox="489 757 958 783">2025年11月 当社取締役管理部長（現任）</p> <p data-bbox="489 787 716 813">（重要な兼職の状況）</p> <p data-bbox="489 817 746 843">EmendoBio Inc.取締役</p> <p data-bbox="489 848 883 873">MyBiotics Pharma Ltd. 社外取締役</p> <p data-bbox="489 878 1049 904">Emendo Research and Development Ltd. CEO</p>	—
<p data-bbox="247 919 535 945">【取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="247 949 1351 1050">入社以来、経営企画の責任者として、製薬企業での研究開発・産学連携などの経験・知見を活かし、当社の研究開発の牽引、新たなパイプラインの発掘などにリーダーシップを発揮し、経営全般の企画・運営及び海外子会社の課題解決に向けての役割を担っており、引き続き当社の取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<p>新任 社外</p> <p>こん どう あきら 近 藤 章 (1945年2月2日生)</p>	<p>1967年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>1989年3月 住友銀行キャピタル・マーケティング会社社長</p> <p>1994年10月 株式会社住友銀行取締役ニューヨーク支店長</p> <p>1999年4月 大和証券SBキャピタル・マーケティング株式会社（現大和証券株式会社）代表取締役副社長</p> <p>2003年6月 ソニー株式会社執行役員専務兼グループCIO</p> <p>2009年6月 富士火災海上保険株式会社（現AIG損害保険株式会社）取締役兼代表執行役社長兼CEO</p> <p>2012年4月 株式会社国際協力銀行社外取締役</p> <p>2016年6月 同社代表取締役総裁</p> <p>2020年6月 株式会社Glocalist取締役会長</p> <p>2021年8月 当社顧問</p> <p>2021年10月 IAパートナーズ株式会社エグゼクティブ・アドバイザー（現任）</p> <p>2023年2月 日本投資株式会社取締役（現任）</p> <p>2025年4月 Alphaterra Advisory株式会社代表取締役会長（現任）</p> <p>2025年6月 株式会社アコーディア・ゴルフ顧問（現任） （重要な兼職の状況）</p> <p>IAパートナーズ株式会社エグゼクティブ・アドバイザー 日本投資株式会社取締役 Alphaterra Advisory株式会社代表取締役会長 株式会社アコーディア・ゴルフ顧問</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>近藤章氏は国内外の金融機関及びグローバル企業において、長年にわたり経営の中核を担ってきた豊富な経験に基づき、国際金融市場に精通するとともに、企業経営・リスク管理・ガバナンスに関して卓越した知見を有しております。また、他社での活動状況を確認した結果、当社取締役としての職務遂行において利益相反の懸念はないものと判断しております。さらに、これまで複数年にわたり当社顧問として経営面で助言を受けてきたことから、当社の事業内容や課題を十分に理解しており、今後の経営戦略や財務基盤の強化、持続的成長に向けた意思決定において有益な助言をいただけるものと期待して社外取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
4	<p>新任 社外 独立</p> <p>わ だ なお み 和 田 直 美 (1967年8月8日生)</p>	<p>1990年4月 日本輸出入銀行（現株式会社国際協力銀行）入行 1996年9月 IHI INC. (現IHI Americas Inc.) 入社 社長秘書 2001年12月 Saito LLP入社 2021年1月 同社ディレクター 2026年1月 Professional Outsourcing Solutions, Inc. 入社 シニアマネージャー（現任） (重要な兼職の状況) Professional Outsourcing Solutions, Inc.シニアマネージャー</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 米国公認会計士として日米クロスボーダーの会計・税務・アドバイザー分野において20年以上の実務経験を有しており、財務報告の信頼性確保、内部統制及びガバナンス強化に関する高度な専門知識と実践的判断力を備えています。これらの知見を活かし、当社の監査体制の強化及び健全な経営監督に適切な助言・監視を行っていただけるものと期待して社外取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<p>新任 社外 独立</p> <p>あか はね さと み 赤 羽 悟 美 (1962年4月17日生)</p>	<p>1986年7月 東京大学薬学部教務職員（毒性薬理学教室）</p> <p>1987年1月 東京大学薬学部助手</p> <p>1993年8月 米国Georgetown大学医学部薬理学講座留学</p> <p>1995年10月 東京大学薬学部復職</p> <p>1997年4月 東京大学大学院薬学系研究科助手</p> <p>2005年4月 東邦大学医学部薬理学講座助教授</p> <p>2007年4月 東邦大学医学部薬理学講座准教授</p> <p>2007年11月 大阪大学臨床医工学融合研究教育センター招聘教授</p> <p>2008年4月 東京大学大学院薬学系研究科非常勤講師</p> <p>2013年4月 東邦大学医学部生理学講座統合生理学分野教授（現任）</p> <p>2017年1月 薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第一部会委員</p> <p>2017年4月 東邦大学薬学部非常勤講師（現任）</p> <p>2018年4月 東邦大学大学院医学研究科先端医科学研究センター長（現任）</p> <p>2020年10月 日本学術会議連携会員（現任）</p> <p>2022年4月 日本薬理学会理事長</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>東邦大学医学部生理学講座統合生理学分野教授</p> <p>東邦大学大学院医学研究科先端医科学研究センター長</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>赤羽悟美氏は薬理学・生理学の第一人者であり、心血管領域や医薬品安全性に関する豊富な研究実績を有します。また、日本薬理学会理事長など学術界での指導的役割を歴任するとともに、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第一部会委員として、新医薬品の承認など、医薬品の有効性・安全性・品質に関わる高度な審議に携わってきました。同氏は、事業会社の経営に直接関与した経験はありませんが、大学医学部教授や日本薬理学会理事長として教育・研究組織の運営に長年従事し、学術団体のガバナンスにも深く関与してきました。これらの多面的な経験に基づき、科学的知見に基づく経営判断や研究開発戦略への助言を通じ、当社の技術基盤強化とイノベーション推進に貢献することを期待して社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 近藤章氏はこれまで複数年にわたり当社顧問として経営に関する助言を受けております。和田直美及び赤羽悟美の両氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 近藤章、和田直美及び赤羽悟美の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、和田直美及び赤羽悟美の両氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、近藤章、和田直美及び赤羽悟美の3氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の

規定に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としており、また責任限定が認められるのは、3氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は当該保険の被保険者となります。当該保険の保険料は、特約部分も含め、会社負担としており、被保険者の実質的保険料負担はありません。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

補欠監査役が監査役に就任する順序につきましては、細川健氏を第1順位とし、成松明博氏を第2順位といたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	ほそ かわ たけし 細 川 健 (1962年12月10日生)	1985年4月 大和証券株式会社 入社 1995年7月 財団法人日本証券経済研究所主任調査役 2004年4月 株式会社大和証券グループ本社法務部長 2005年10月 大和証券SMBC株式会社企業提携部長 2008年10月 大和証券SMBCプリンシパル・インベストメンツ株式会社取締役最高リスク管理責任者(CRO) 2010年10月 大和P Iパートナーズ株式会社取締役 2018年4月 大和プロパティ株式会社(現大和証券ファシリティーズ株式会社)常勤監査役 2019年6月 行政書士オフィス細川代表行政書士(現任) 2020年6月 アストマックス株式会社社外監査役 2021年8月 スカイファーム株式会社社外監査役(現任)	—
【補欠の社外監査役の候補者とした理由】 証券会社において資本市場、法務、リスク管理及びM&A等の要職を歴任し、上場会社の監査役経験も有しています。米国弁護士等の専門資格に基づく高度な法務・コンプライアンス知見を活かし、当社の監査機能強化に貢献いただくことを期待して補欠の社外監査役候補者としています。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	なり まつ あき ひろ 成 松 明 博 (1947年8月12日生)	1973年4月 三菱化成工業株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社 2001年10月 ミツビシ ファーマ アメリカ（現タナベ ファーマ アメリカ）社長 2004年6月 同社常務執行役員創薬本部副本部長 2004年7月 同社常務執行役員創薬本部長 2006年7月 同社常勤監査役 2007年10月 田辺三菱製薬株式会社常任監査役 2013年3月 当社常勤社外監査役 2017年3月 当社社外監査役	—
【補欠の社外監査役の候補者とした理由】 製薬業界における豊富な経験・知見を有しており、長年当社の常勤社外監査役としてその職責を十分に果たされた実績があるため、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 細川健及び成松明博の両氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 細川健及び成松明博の両氏が社外監査役に就任した場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 細川健氏及び成松明博の両氏が社外監査役に就任した場合には、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第38条の規定に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としており、また責任限定が認められるのは、両氏はその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。両氏が監査役に就任した場合には、当該保険の被保険者となります。当該保険の保険料は、特約部分も含め、会社負担としており、被保険者の実質的保険料負担はありません。

第3号議案 当社株式等の大規模買付等に関する対応策（買収への対応方針）の導入の件

当社は、2026年2月16日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付等に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決議を行いましたのでお知らせします。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、後述のとおり、株主総会の決議や株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議で廃止することができるなど、株主の総体的意思によってこれを廃止できる手段が設けられています。さらに、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2026年3月27日開催予定の第27期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）において当議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとします。

なお、本プランの導入を決定した取締役会には、社外監査役である当社監査役3名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付等に関する対応策として相当であると判断される旨の意見が表明されています。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

当社は2012年2月20日に旧来の買収防衛策を廃止いたしました。その後、公開買付けを含む買付スキームの多様化・迅速化や、協調行動・間接保有の複雑化が進展し、株主の皆様が短期間での意思決定を迫られる場面が増えています。一方、当社のような研究開発型企業においては、パイプラインやステークホルダー関係等の中長期価値の適切な評価機会の確保が重要です。こうした環境認識を踏まえ、買付者に対するルール提示・情報開示・評価期間の確保を制度化し、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図る観点から、本プランを再導入するものです。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

1. 企業価値向上への取組み

当社は、短期的に会社の規模や売上高の増大を求めるのではなく、中長期的、持続的な成長を目指しています。

当社は、設立以来、遺伝子の力を利用したこれまでにない医薬品を開発することで、治療のない疾患

や、治療が難しいとされる疾患の患者の方々々に治療薬を届けることを目指してまいりました。新薬開発は大変難易度が高い事業ですが、医薬品の開発をとおして世界中の人々のQOL（生活の質）の向上に貢献すべく事業を行っています。

当社は、企業が中長期的、持続的に成長するためには、これらの目標に向かって確実に歩みを進めることが重要であると考えています。安全性をしっかりと見極め、有効性を確認するための試験を積み重ねるため、アカデミアをはじめ多様なステークホルダーと協力し、着実に実績を積み重ねることが企業価値を高める一番の方法であると考えています。

具体的には、現在開発している製品の臨床試験を着実に進めつつ、対象疾患の拡大等を検討してまいります。また、主に希少疾患の治療薬でドラッグロス・ドラッグラグの解消につながる製品の導入も検討してまいります。さらに、長期的な企業発展のため、社内での創薬研究を推進するとともに、アカデミアやベンチャー企業、スタートアップとの共同研究を通じて新たなシーズを発掘し、革新的な治療法の創出に取り組んでまいります。

当社は、引き続きステークホルダーの皆様と協力し、医薬品の開発をとおして企業価値の向上を目指してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社では、当社のミッション「遺伝子の力を活用し、すべての人に治療の機会を届けます」並びにビジョン「遺伝子医薬のグローバルリーダーとして、未だ有効な治療法が存在しない疾患に革新をもたらし、世界中の人々のQOL（生活の質）向上に貢献します」を実現すべく、上場企業として社会的使命と責任を果たし、業務の適正確保及び企業価値の維持と創造を図り、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させることを基本的な考え方としています。

当社は、経営環境の変化に対してより迅速かつ機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、法令の遵守と経営の透明性を確保し、経営と執行に対する監督機能の強化を図り、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼に応えることのできる体制を整備することを重視しています。

具体的には、当社は監査役会制度を採用しており、取締役会及び監査役会を設置しております。また、株主共同の利益を図るため、本定時株主総会に上程を予定している取締役選任議案における取締役選任候補のうち2名を独立社外取締役としており、監査役会の全監査役を独立役員である社外監査役としています。

3. 株主構成の現状と導入合理性

当社の株主構成は分散度が高く、2025年12月31日現在の筆頭株主の保有比率は2.57%です（別紙3参照）。分散は市場性の高さの現れである一方、短期的・集中的な買付けや協調行動に相対的に脆弱となり得ます。当社は研究開発型企業として、株主の皆様が中長期価値の観点から適切にご判断いただけるよう、ルール（情報開示・評価期間等）の事前提示を制度化し、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記

載の基本方針に沿って導入されたものであり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付等を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。立委員会委員には、本委員会の開催ごとに、独立性に影響を及ぼさない範囲で、当社が定める所定の報酬を支給することとしております。

なお、2025年12月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3に記載のとおりです。また当社は現時点において当社株式等の大規模買付等に係る提案を受けているわけではありません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)、(ii)又は(iii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、）

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹⁰その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日¹¹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する

取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)

- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠 (算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け (資金の提供者 (実質的提供者を含みます。)) の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め (以下「担保契約等」といいます。)) がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知 (以下「情報提供完了通知」といいます。)) するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間 (以下「取締役会評価期間」といいます。)) として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金 (円価) のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様が開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、

買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けたすべての情報を独立委員会に提供いたします。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる事由等により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会

とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2029年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。なお、買付提案は突発的に生じ得るため、株主の皆様の検討機会に空白を生じさせないことが重要です。この観点から、本プランは導入を取締役会決議により先行させつつ、最短の機会である定時株主総会に普通決議として付議し、承認が得られない場合は直ちに廃止する設計としています。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえています。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社取締役会の決議により2026年2月16日付で導入されるものですが、株主の皆様のご意思を十分に反映させる観点から、直近の本定時株主総会に普通決議として付議し、ご承認が得られない場合は直ちに廃止される設計としています。また、上記3. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告

を最大限尊重いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (1)⑦に記載

の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

[1]金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

[2]金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）、弁護士及び会計士その他のアドバイザー、並びに(iii)上記(i)及び(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。以下同じとします。

[4]金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

[5]金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

[6]金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

[7]金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者

- による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下同じとします。
- [8]「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- [9]本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して、合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- [10]金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。
- [11]営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」という）は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、独立委員は、当社との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
また、補欠または増員として選任された独立委員の任期は、他の現任独立委員の任期の満了する時までとする。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

独立委員会委員の略歴（五十音順）

飛田 博（とびた ひろし）（1968年4月7日生）

- 1997年 4月 弁護士登録（東京弁護士会）
- 1997年 4月 五月女五郎法律事務所入所
- 2000年 3月 西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
- 2010年 8月 飛田博法律事務所開所
- 2010年11月 ウイズダム法律事務所 パートナーとして合流
- 2015年 6月 飛田&パートナーズ法律事務所開所（現在に至る）

森 郁夫（もり いくお）（1955年11月21日生）

- 1979年 4月 大蔵省入省 主計局配属
- 1985年 7月 Salomon Brothers Inc（ニューヨーク） Associate
- 1988年 9月 シェアソン・リーマン・ハットン証券会社 ヴァイス・プレジデント
- 1989年 9月 Shearson Lehman Hutton Inc.(ニューヨーク) Vice President
- 1991年 9月 Barclays de Zoete Wedd（ロンドン） Assistant Director
- 1993年 1月 バークレイズ証券会社 ディレクター
- 1997年 6月 CAL FP銀行 駐日上席代表
- 1998年 7月 株式会社レコフ 部長
- 2001年 2月 BNPパリバ証券会社 ディレクター
- 2006年10月 株式会社KPMG FAS ディレクター
- 2012年 9月 同社 マネージングディレクター
- 2018年 7月 リンカーン・インターナショナル株式会社 マネージング・ディレクター
- 2023年 1月 森アソシエイツ代表（現在に至る）
- 2025年3月 当社監査役（現在に至る）

※同氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

山下 義文（やました よしふみ）（1982年9月20日生）

- 2005年10月 公認会計士試験第二次試験に合格
- 2006年 3月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2009年 3月 公認会計士実務補修終了審査合格
- 2009年12月 公認会計士登録
- 2017年11月 Deloitte Accountants B.V.（オランダ事務所）出向
- 2020年 8月 有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部（現 合同会社デロイト トーマツ） 帰任
- 2021年12月 山下義文公認会計士事務所 開設（現在に至る）
- 2025年11月 監査法人匠 代表社員（現在に至る）

※上記3氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以 上

大株主の状況（2025年12月31日現在）

順位	株主名	保有株式数（株）	持株比率（%）
1	セントラル短資株式会社	10,000,000	2.57
2	MSIP CLIENT SECURITIES	9,631,571	2.47
3	日本証券金融株式会社	7,389,300	1.89
4	INTERACTIVE BROKERS LLC	6,838,100	1.75
5	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG (FE-AC)	6,617,378	1.70
6	株式会社SBI証券	5,035,417	1.29
7	趙鳳祥	1,990,700	0.51
8	河合裕	1,787,500	0.45
9	望月高清	1,463,400	0.37
10	水野親則	1,450,600	0.37

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他 1. から 9. までは準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹²、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹³、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹⁴（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

[12]当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[13]公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[14] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2026年2月16日に当社取締役会で導入が承認された「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）」の実効性を確保するとともに、将来の事業展開に応じた必要最小限の資本政策の機動性を担保するため、定款第6条（発行可能株式総数）を以下のとおり変更いたします。

本定款変更は、(i) 買収への対応方針に基づく新株予約権の発行に備える枠の整備、(ii) 中期的な資本政策における一定の柔軟性の確保、を目的とするものであり、過大な希薄化を生じさせる意図は一切ありません。

現在の発行済株式総数は395,626,550株であり、今回の上限1,200,000,000株は、法令上の上限（発行済株式数の4倍）1,582,506,200株以内の中庸的な設定です。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

	現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数）	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>700,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200,000,000株</u> とする。

<株主提案(第5号議案から第9号議案まで)>

第5号議案から第9号議案までは、1名の株主様（議決権数300個）からのご提案によるものです。各議案、議案の要領及び提案の理由については、原則として提案株主から提出された原文のまま記載しておりますが、一部記述については、第三者の個人情報や名誉・信用の保護に配慮する観点から、原文の一部を伏字としております。

当社取締役会としては、後述のとおり、**いずれの株主提案にも反対**いたします。

第5号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

1. 提案内容

「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、取締役の報酬について、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案理由

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のことで、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはなく、それら資本市場の株価指数は我が国の日経平均株価等より大幅に上回るリターンを過去20年で創出している。日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いやすくなる。本議案はHOYA株式会社の11年定時総会で48.78%の賛成を得るなどしており、当社がいち早く報酬個別開示を行えば良い意味で注目されるはずである。

（(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された議案の要領及び提案の理由を原文のまま記載したものです。）

【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

本議案に反対いたします。

当社取締役の報酬等に関する事項につきましては、事業報告及び有価証券報告書において、法令（金融商品取引法等）及びコーポレート・ガバナンス・コードに基づき、その内容、役員区分ごとの支給総額及び支給人数に加え、報酬等の内容に係る決定方針を適切に開示しております。

取締役会は、以上の理由により、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）

1. 提案内容

「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締役会議長は社外取締役がなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定めて株主に開示する。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案理由

最高経営責任者は社内資源や人事等の権力を持ち、最も監視対象として位置付けされるべきため、企業統治の強化のため国際的に採用されるべき方向性と反する最高経営責任者と取締役会議長の兼任は、なるべく避けるべきである。現状代表執行役等が人事権等を持つ幹部社員らが取締役会や各委員会の判断情報の選択に実質的に強い影響力を持ちうる構造になっていると疑われ、社長から独立した取締役会議長らがかかる仕事をするべきで、他の社外取締役よりも当社監督に長時間を費やすことが要請される。本議案の趣旨は北米の企業統治研究者や実務家の標準的な見解（大野忠士『CFA受験ハンドブック [レベル II]』（金融財政事情研究会2004年177頁）「株主の視点による取締役会コーポレート・ガバナンス・チェックポイント」には、取締役会会長の独立性は2番目のチェック項目）、また指導的社外取締役はよく知られた概念である。

（(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された議案の要領及び提案の理由を原文のまま記載したものです。）

【第6号議案に対する取締役会の意見】

本議案に反対いたします。

当社では、取締役会議長は代表取締役社長が務めております。

製薬事業を主たる事業とする当社の経営においては、医薬品・ライフサイエンスに関する専門知識に加え、世界各国の規制の知識や理解に基づく対応力、アカデミアなど外部ステークホルダーとの連携、科学的データの評価能力など、多岐にわたる専門知識が必要となります。かかる当社の経営の監督を担う取締役会の機能を実効的に発揮するためには、これらの専門知識を有し、事業に精通する代表取締役社長が議長を務めることが最適であると考えております。

また、当社は、経営の監督機能強化の観点から、取締役会の過半数を社外取締役とし、取締役会が独立した客観的な立場から経営陣に対する監督機能を有効に果たすことができる態勢を構築しております。

取締役会は、以上の理由により、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更の件（社内取締役を交えない経営会議開催義務）

1. 提案内容

「取締役会は、1年あたり1回以上、社内取締役が出席していない社外取締役だけの経営会議を開催しなくてはならず、その活動について少なくとも年に1度株主に報告しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案理由

当社の取締役会は経営陣から招聘された社外取締役が、時間と比較して高給を得ながら、同社代表取締役傘下の幹部社員が提供する情報に基づいてほぼ経営陣側のイエスマン状態となっており、実際に当社では、過去20年間で顕著な株主価値の増加がない。これを変えるために社内取締役らが出席しない独立取締役のみの経営会議を定期的開催して議論することを提案する（例えばカリフォルニア州公務員退職年金基金の統治原則でも推奨）。代表取締役が存在する会議しか存在しないと代表執行役を解任したり問題を指摘したりすることが心理的にも難しくなる。なお、本議案と同趣旨の議案は、HOYA株式会社2010年総会で議決権行使助言会社ISSの賛成推奨、33.91%の賛同を得ている。

（(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された議案の要領及び提案の理由を原文のまま記載したものです。）

【第7号議案に対する取締役会の意見】

本議案に反対いたします。

社外取締役のみの意見交換機会（いわゆるエグゼクティブ・セッション）の有用性は当社でも認識しております。一方、当社の取締役会は、その過半数を社外取締役で構成しており、各社外取締役は、それぞれの経験・知見に基づき、当社経営に有用な発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役による監督機能は十分に発揮されていると考えております。

取締役会は、以上の理由により、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

第8号議案 定款一部変更の件（株主名簿の閲覧謄写についての規定）

1. 提案内容

「株主名簿の閲覧謄写請求を、当社の株主から受けた場合には、必ず名簿のコピーを一枚10円で交付するか、土日休日を除く午前10時から午後6時までの時間に、株主または株主の代理人に、株主名簿を閲覧謄写させなければならない。」との条項を、定款に規定する。

2. 提案理由

同社は、今回の株主総会に向けて、株主の状況を把握しようとした株主提案者に対して、森濱田松本法律事務所の新井弁護士2名は、たった三時間だけ、数百ページにも及ぶデータをコンピュータの画面上で名簿を見せ、それを写真取ればよいなどという、ふざけた事態を放置している。同社は、著名人に対して恐喝や脅迫行為を繰り返していたAことB氏と共犯とされるドバイ在住の国籍氏名不詳の男性と、同社の元代表者が結託して、相場操縦やインサイダー取引その他の不正行為を繰り返している疑いがあるため、株主名簿をきちんと、株主がいつでも、容易に把握できることが、株主利益にとっても、大切である。

（（会社注）以上は、株主から提出された書面に記載された議案の要領及び提案の理由をその真偽に関わらず、原文のまま記載のうえ、冒頭の理由により、一部伏字にしたものです。）

【第8号議案に対する取締役会の意見】

本議案に反対いたします。

当社は、株主様からの株主名簿の閲覧・謄写請求に対しては、会社法及び関係法令に従い、適切に対応しております。

取締役会は、以上の理由により、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

第9号議案 定款一部変更の件（秋田新太郎ことルイスシブヤと同社創業者森下竜一氏との関係性に関する特別調査委員会の設置）

1. 提案内容

「当社元代表取締役森下竜一氏と、国籍氏名不詳秋田新太郎ことルイスシブヤとの関係性に関する特別調査委員会を設置する。」との条項を、定款に規定する。

（（会社）株主から提出された書面に記載された議案の要領をそのまま記載しておりますが、森下竜一氏が当社の代表取締役を務めた事実はありません。）

2. 提案理由

CことDは、2013年10月19日にみずほ銀行に対する不正融資事件で逮捕され、詐欺罪で起訴された上、その後も、2016年設立の新電力「福島電力（福島県楢葉町、2018年破産）の資金約217万円を横領したとして、警視庁により2022年3月、元社長のE容疑者が業務上横領容疑で逮捕された事件では、同社には約3億5千万円の使途不明金があり、組織的な着服が疑われ、2018年4月、元顧問のDと共謀し、会社口座から不正送金した疑いが持たれている。着服金は、別事件で詐欺罪に問われていたDの弁護士費用に充てられたと見られている。また、Dは、現在も、旅券法違反事件で、国際指名手配中の人物であり、最近も動画に出演して、複数のパスポートを所有していることを公言するなどしている。このような人物と、同社の元代表者が交遊していること事態が大問題であるため、本議案を提出する。

（（会社）以上は、株主から提出された書面に記載された議案の要領及び提案の理由をその真偽に関わらず、原文のまま記載のうえ、冒頭の理由により一部伏字にしたものです。）

【第9号議案に対する取締役会の意見】

本議案に反対いたします。

本議案は、特別調査委員会を設置することを定款に規定すべきというものですが、特別調査委員会の設置や調査の要否等は、取締役会の監督機能や監査役等の職責に基づき、事実関係及び必要性を踏まえて個別に判断されるべき事項です。事実関係の確認が必要と合理的に判断される場合には、社外の専門家も活用しつつ、適切に調査を実施いたします。

また、定款は、会社の基本的な方針を定めるものであり、個別案件に対する特別調査委員会の設置を会社の根本原則である定款に規定することは適切ではないと考えます。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

以上

I. 企業集団の現況

1 事業の経過及び成果

■ 全般的概況

当社グループ（当社及び連結子会社3社）は、国内において2024年度より早老症治療薬「ゾキンヴィ」を販売しております。アンジェスクリニカルリサーチラボラトリー（以下「ACRL」といいます）においては希少遺伝性疾患の拡大新生児スクリーニング検査（以下「スクリーニング事業」といいます。）を受託しており、順調に収益が拡大しております。

当連結会計年度における事業収益は「ゾキンヴィ」の販売で3億2百万円（前期比+58百万円(24.0%)の増収)、スクリーニング事業で5億54百万円（前期比+2億42百万円(77.9%)の増収）となり、EmendoBio Inc.（以下「Emendo社」といいます）のOMNI Platform技術に関する研究開発事業収益16百万円を加え、総額で8億74百万円（前期比+2億30百万円(35.8%)の増収）となりました。

事業費用はEmendo社にかかるのれん償却額がなくなり、60億19百万円（前連結会計年度の事業費用は97億53百万円）となりました。営業損失は51億45百万円（前連結会計年度の営業損失は91億9百万円）となっております。

営業外収益はEmendo社の賃借物件の解約によるリース解約益を1億2百万円、営業外費用は外貨建資産の評価替えによる為替差損2億20百万円等を計上しており、経常損失は52億88百万円（前連結会計年度の経常損失は75億37百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は51億23百万円（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は281億28百万円）となっております。

当社グループの開発品の進捗につきましては、「研究開発の概況」をご覧ください。

今後も、自社プロジェクトに加え、外部からの導入、戦略的提携先との共同開発や他社への資本参加等により開発品パイプライン拡充を積極的に進め、遺伝子医薬のグローバルリーダーを目指してまいります。

研究開発の概況

当社グループは、遺伝子医薬を中心に医薬品の開発、実用化及びゲノム編集技術の研究開発並びにACRLにおける拡大新生児スクリーニングをはじめ遺伝学的検査、バイオマーカー検査など希少遺伝性疾患検査の開発を行っております。さらに当社は国内外の企業と積極的に提携し、有望な医薬品の実用化に向けて共同開発を進めております。

以下に、当社グループの開発品並びに当社提携先の開発状況についてご説明いたします。

当社開発プロジェクト

プロジェクト	地域	導出先・提携先	剤形	適応症	基礎研究	非臨床試験	臨床試験（治験）			申請・審査	承認
							第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相		
HGF遺伝子治療用製品 (ベベルミノゲンペルプラスミド)	日本	—	注射剤	慢性動脈閉塞症	[Progress bar]					米国の進捗を見ながら検討	
	米国	—	注射剤	包括的高度慢性下肢虚血 (CLTI)	[Progress bar]			[Progress bar]		BLAに向けた準備を開始	
	イスラエル トルコ	Kamada Er-Kim	注射剤	慢性動脈閉塞症	[Progress bar]						
NF-κBデコイオリゴDNA	米国/日本	—	注射剤	腰痛症	[Progress bar]						
DNAワクチン	オーストラリア	—	注射剤	高血圧	[Progress bar]						
Tie2受容体アゴニスト	米国	Vasomune	注射剤	急性呼吸窮迫症候群 (ARDS)	[Progress bar]						

※HGF遺伝子治療用製品の日本国内における条件及び期限付き承認の期間満了に伴い、イスラエルKamada社及びトルコEr-Kim社との契約について両社と見直し中です。

■HGF遺伝子治療用製品（一般名：ベベルミノゲンペルプラスミド）（自社品）

HGF遺伝子治療用製品の開発につきましては、軽度から中等度の包括的高度慢性下肢虚血（CLTI）に対する米国における後期第Ⅱ相臨床試験で、良好な結果が示されました。その結果、2024年9月に米国食品医薬品局（以下、「FDA」といいます。）によるブレイクスルー・セラピー（画期的新薬）に指定されました。その後、FDAと協議を行い、米国における臨床試験を完了とし、生物製剤認可申請（BLA申請）の準備を進めています。直近では、FDAとType B Clinical Meeting^(※1)を実施し、臨床に関する申請方針について合意を得ることができました。2026年内にBLAを提出（段階的提出／Rolling Submission^(※2)）し、FDAによる審査（Rolling Review^(※2)）開始を予定しています。

また、承認された場合の製品の原薬製造、供給について、ベーリンガー・インゲルハイム・バイオフーマシューティカルズ社と契約を締結し、製品供給体制を構築しました。

なお、上記臨床試験結果につきましては、主導医師の論文が米国心臓学会（AHA）の発行する「Circulation: Cardiovascular Interventions」に掲載されました。

国内におけるHGF遺伝子治療用製品の開発については、米国での開発の進捗を踏まえ、検討してまいります。

- ※ 1 Type B Clinical Meeting：FDAが定める、医薬品・生物製剤の開発における主要マイルストーンで開催される「正式会合」で、開発中の医薬品や生物製剤において、臨床や製造、品質管理など、申請に向けた重要なポイントについてFDAと共同でデータ要件を確認・協議する場です。協議を通して、申請の質を高め、審査過程における問題の早期解消を図ることができます。
- ※ 2 Rolling SubmissionとRolling Review：Rolling Submissionは、FDAによりファストトラックやブレイクスルーセラピーに指定された製品の審査書類を完成した書類ごとに提出することで、提出された書類を順次審査することをRolling Reviewといいます。

■NF- κ BデコイオリゴDNA（自社品）

核酸医薬NF- κ BデコイオリゴDNAについては、日本国内における第Ⅱ相臨床試験を実施中で、2026年末迄の登録完了を目指しています。米国において実施した後期第Ⅰ相臨床試験の結果が米国の医学雑誌「The SPINE JOURNAL」に掲載されました。投与1年後でも鎮痛効果が持続するという画期的な結果となったことに加え、椎間板の修復を示唆するデータも得られました。

なお、国内の第Ⅱ相臨床試験に関して塩野義製薬株式会社と契約を締結しており、費用の一部を負担いただくとともに、試験結果に基づき第Ⅲ相臨床試験の実施について協議する予定です。

■高血圧DNAワクチン（自社品）

高血圧治療用DNAワクチンについては、オーストラリアでの第Ⅰ相/前期第Ⅱ相臨床試験は重篤な有害事象はなく、安全性に問題がないことを確認しました。今後の開発につきましては、新型コロナウイルスのDNAワクチンとは異なるプラスミドDNAの発現に関する改善策などの検討を進めてまいります。

■新型コロナウイルス感染症DNAワクチン（自社品）

2020年から2022年まで実施した研究開発の知見を活かし、プラスミドの発現効率や導入効率の向上等、プラットフォームの見直しを行い、並行して、将来発生する可能性のある新たな変異株を視野に入れた改良型DNAワクチン並びにワクチンの経鼻投与製剤の研究を米国スタンフォード大学と共同で実施してまいりました。これまでの研究において新型コロナウイルス感染症を含むウイルス性肺疾患に対するDNAワクチンに適用できる新しい薬物送達システム(Drug Delivery System：DDS)を開発することができました。これにより、当初の目標を達成したことから当該研究開発を終了いたしました。

■Tie2受容体アゴニスト（共同開発品）

Tie2受容体アゴニスト（AV-001）は、カナダのバイオ医薬品企業であるVasomune社と共同開発契約を締結しています。現在、インフルエンザなどのウイルス性及び細菌性肺炎を含む急性呼吸窮迫症候群（ARDS）を対象とした前期第Ⅱ相臨床試験を米国で実施しており、計画した患者登録は完了しましたが、脱落症例に対応する追加の登録を2026年第Ⅰ四半期末までに完了できるように取り組んでいます。

なおAV-001は、2024年5月に米国FDAにより重篤な疾患に対する治療薬やアンメットメディカルニーズに対して有効性が期待される医薬品をより早く患者に届けることを目的としたFast Trackに指定されました。

また、医師主導試験として、新たに血液透析によって認知機能に障害をもたらす細胞毒性脳浮腫を軽減し、脳の白質の機能を維持できるか評価いたします。2026年1月に最初の患者が登録されました。

このような新たな適応を含む血管漏出が関与する疾患領域への応用可能性を検討するため、新たなAV-001共同開発契約をVasomune社と締結しました。

Emendo社の開発プロジェクト

■ゲノム編集技術による遺伝子治療用製品開発

当社は、究極の遺伝子治療法ともいわれるゲノム編集技術を用いた遺伝子疾患治療に挑むため、2020年12月にEmendoBio社を子会社化しました。EmendoBio社では、ゲノム編集の安全な医療応用を目指し、新規CRISPRヌクレアーゼ^(※3)を探索・最適化するプラットフォーム技術（OMNI Platform）を確立しており、ゲノム編集でしばしば問題視される「オフターゲット効果」^(※4)を回避できるなど、新たな特徴をもった独自のOMNIヌクレアーゼを数多く作出し、特許を出願しております。

当年度はイスラエルの研究所における研究成果を米国でバックアップする体制を構築し、米国における研究開発活動及び導出などに取り組みました。また、OMNIヌクレアーゼの更なる最適化、効率化などを進めました。

なお、2024年3月に、OMNIヌクレアーゼの非独占的ライセンス契約を締結したスウェーデンのバイオ企業であるAnocca社と、2025年9月にライセンスの適用範囲を拡大する契約を新たに締結しました。

さらに、スタンフォード大学医学部と共同で、EmendoBio社のゲノム編集技術を活用し新たながんゲノム編集治療法を研究しています。

※3 新規CRISPRヌクレアーゼ：ゲノム編集で使用する新たなRNA誘導型DNA切断酵素で、ガイドRNAで規定した塩基配列を識別し、その標的とした塩基配列を切断する。

※4 オフターゲット効果：ゲノム編集で、DNA鎖上の目的とする塩基配列以外の別の領域に、意図せぬ突然変異を引き起こしてしまうこと。

検査受託サービス及び提携先における開発状況

■希少遺伝性疾患検査を主目的としたACRLの検査受託

ACRLでは、群馬県、沖縄県等の自治体（又はその関連団体）などから拡大新生児スクリーニング検査を受託しています。この拡大新生児スクリーニングにおいて陽性となった受検者のうち、偽陽性者を選別するための二次スクリーニング手法を新たに開発し、2025年には長野県における拡大新生児スクリーニングと併せて二次スクリーニングの受託を開始しました。

さらに、早老症治療薬ゾキンヴィの対象疾患であるHGPS及びPDPLに関して遺伝学的検査体制を整備しました。また、拡大新生児スクリーニングの対象疾患の一部について、治療効果をモニタリングするためのバイオマーカー検査と疾患確定のための遺伝学的検査の受託も開始しています。今後は、まだ体制が整っていないスクリーニング対象疾患についても、バイオマーカー検査体制の構築を進め、希少遺伝性疾患のスクリーニングから診断、治療へと一連の流れを支える包括的な検査体制の提供を目指してまいります。

■マイクロバイームを用いた治療薬・サプリメントなどの開発

当社は、腸内細菌叢を利用した疾患治療薬や健康維持のサプリメントを開発しているイスラエルのMyBiotics Pharma Ltd.（以下「MyBiotics社」といいます。）と2018年7月に資本提携しております。MyBiotics社では、腸内細菌叢の微生物の構成を再現した培養物（SuperDonor）の製造法を確立しており、

クロストリジウム・ディフィシル感染症の治療薬MBX-SD-202の第 I 相臨床試験をイスラエルにおいて完了いたしました。

しかしながら、今般のイスラエルとパレスチナにおける紛争の影響により、MyBiotics社における研究開発の継続が懸念される状況となっております。

2 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は14百万円であります。これは主にACRLのスクリーニング事業の事業拡大に伴う検査設備への投資であります。

3 資金調達の状況

2024年8月30日開催の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europeを割当先とする第45回新株予約権（第三者割当て）発行の決議を行い、当連結会計年度中に57億28百万円を調達いたしました。また、2025年11月7日開催の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europeを割当先とする第46回新株予約権（第三者割当て）発行の決議を行い、2025年12月末日までに2億11百万円（新株予約権発行による入金を含む）を調達いたしました。この結果、当連結会計年度の調達総額は59億39百万円となりました。

4 対処すべき課題

医薬品事業は、製品化までに多額の資金と長い時間を要する等の特性があり、当社グループは継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあり、すべての開発投資を補うに足る収益は生じておりません。そのため、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような環境のもと、当社グループは、当該状況の解消と継続的な発展を目指し、下記を重要な課題として取り組んでおります。

(1) 自社既存プロジェクトの推進

当社グループは、現在開発している医薬品等のプロジェクトを確実に進捗させることが重要な課題と認識しております。

当社グループでは、2019年3月にHGF遺伝子治療用製品の条件及び期限付承認を厚生労働省から取得し、同年9月から販売を開始いたしました。その後、米国で実施された後期第Ⅱ相臨床試験の結果が2024年6月に良好であることが判明したことを踏まえ、戦略的な観点から、同年6月に期限満了に伴い販売も終了いたしました。一方、米国では、2024年9月に米国FDAからブレイクスルー・セラピー（画期的新薬）に指定され、2025年11月に米国心臓学会（AHA）が発行する学術誌「Circulation: Cardiovascular Interventions」に臨床試験結果の論文が掲載されました。これらの状況から、米国での製品化を最優先とし、最短での製造販売承認を目指し米国での開発に注力しております。

椎間板性腰痛症向けの核酸医薬NF-κBデコイオリゴDNAは、米国において後期第Ⅰ相臨床試験を完了し、その結果が北米脊椎学会（NASS）が発行する「The SPINE JOURNAL」に掲載されました。2023年10月からは、日本国内における第Ⅱ相臨床試験を開始し、予定どおり症例登録を実施しております。

これら開発中の医薬品について、今後も優先順位を明確にし、開発速度を最大限に高めながら進めてまいります。

(2) 開発パイプラインの拡充と事業基盤の拡大

当社グループの主力事業である医薬品開発において、上記プロジェクトのように遺伝子医薬や核酸医薬等、新しい分野の医薬品開発に取り組んでおりますが、これらの製品化は非常に難易度が高いため、常に開発パイプラインを充実させることが重要な課題と認識しております。そのため、当社グループではアカデミアによる研究成果や他社の開発品について共同開発を行う等、開発パイプラインの拡充に努めております。開発パイプラインの拡充実績として、2018年にカナダのVasomune社との共同開発契約を締結したTie2受容体アゴニストがあり、対象疾患をインフルエンザ等のウイルス性及び細菌性肺炎を含む急性呼吸切迫症候群（ARDS）として現在米国において前期第Ⅱ相臨床試験を実施中です。また、2025年12月にVasomune社と共同開発契約の対象をすべての疾患に拡大する契約を締結いたしました。

今後も、アカデミアとの協業並びに提携先との共同開発等により、開発パイプラインの拡充を目指してまいります。

また、事業基盤の拡大としては、既に海外で販売され、日本国内では販売されていない医薬品を日本において製造販売承認を取得し販売することや、希少遺伝性疾患の治療に必要な各種検査を受託する事業等による実現を目指しております。事業基盤の拡大実績としては、2022年5月に米国のバイオ医薬品企業Eiger社と早老症治療薬ゾキンヴィの日本における独占販売契約を締結し、2023年5月に、厚生労働省に国内製造販売承認申請を行い、2024年1月に同省から製造販売承認を取得し、本治療薬を販売しております。また、希少遺伝性疾患の拡大新生児スクリーニング検査を受託しているACRLでは自治体や民間の検査センター等との連携により受託拡大を進めております。

今後も、ライセンス導入や希少遺伝性疾患への取組み等による事業基盤の拡大を図り、開発パイプラインの拡充をとおして将来の成長を実現してまいります。

(3) 開発プロジェクトにおける提携先の確保

当社グループでは、製薬会社との提携により、開発リスクを低減するとともに、契約一時金・マイルストーンや開発協力金を受け取ることで財務リスクを低減しながら開発を進め、上市後にロイヤリティを受領するという提携モデルを事業運営の基本方針としております。

提携状況につきましては、NF- κ BデコイオリゴDNAの日本国内における慢性椎間板性腰痛症を対象とした第Ⅱ相臨床試験では、塩野義製薬株式会社から臨床試験費用の一部負担等の協力を受けるとともに、続く第Ⅲ相臨床試験の実施について協議いたします。また、HGF遺伝子治療用製品に関しましては、その高い有効性への期待からFDAからブレイクスルー・セラピー（画期的新薬）に指定されたことを生かし、欧米地域を中心にグローバル展開を行っていくことができるパートナーとの提携を検討しております。

今後も、製薬会社等との更なる提携を検討するとともに、開発プロジェクトに協力いただける企業を開拓し、事業基盤の強化に努めてまいります。

(4) 資金調達の実施

当社グループにとって、上記(1)(2)を実現するために機動的に資金調達を行うことは重要な課題と認識し

ており、この課題に取り組んでおります。2024年9月にCantor Fitzgerald Europeを割当先とした第45回新株予約権（第三者割当て）を発行し、開始から2025年8月末日までに71億60百万円（新株予約権発行に伴う入金を含む）を調達いたしました。2025年11月にCantor Fitzgerald Europeを割当先とした第46回新株予約権（第三者割当て）を発行し、2025年12月末日までに2億11百万円（新株予約権発行に伴う入金を含む）を調達いたしました。

今後も、研究開発活動推進及び企業活動維持のために必要となる資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

しかしながら、現時点において、第46回新株予約権の行使は株価等の動向に左右されることから未確定であり、また上記に記載したプロジェクトを継続的に進めるための更なる資金調達の方法、調達金額、調達時期については確定しておらず、当社は継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在していると判断しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提としており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

5 財産及び損益の状況の推移

区 分		第24期 (2022年1月1日から 2022年12月31日まで)	第25期 (2023年1月1日から 2023年12月31日まで)	第26期 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)	第27期 (当連結会計年度) (2025年1月1日から 2025年12月31日まで)
事業収益	(千円)	67,061	152,985	643,638	874,120
経常利益(△損失)	(千円)	△14,610,015	△5,651,225	△7,537,856	△5,288,775
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)	(千円)	△14,714,772	△7,437,607	△28,128,983	△5,123,269
1株当たり 当期純利益(△純損失)	(円)	△94.29	△39.29	△119.53	△14.44
総資産	(千円)	38,820,711	28,892,536	4,668,599	5,405,983
純資産	(千円)	30,425,406	26,103,166	2,156,591	3,076,080

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 事業収益、経常利益(△損失)、親会社株主に帰属する当期純利益(△純損失)、総資産、純資産の金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益(△純損失)は、銭未満を四捨五入して表示しております。

6 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
AnGes USA, Inc.	千米ドル 400	100.0 %	米国での遺伝子医薬品などの開発
EmendoBio Inc.	千米ドル 63,634	92.6 %	ゲノム編集技術の開発

(注) EmendoBio, Inc.の株式のうち5.8%は、AnGes USA, Inc.を通じての間接所有となっております。

(2) 企業結合の成果

当社の連結子会社は3社であります。

当連結会計年度の事業収益は8億74百万円（前期比35.8%の増収）、親会社株主に帰属する当期純損失は51億23百万円（前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は281億28百万円）となりました。

7 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

- (1) HGF遺伝子治療用製品の研究開発
- (2) NF- κ BデコイオリゴDNA（核酸医薬）の研究開発
- (3) 急性呼吸窮迫症候群治療薬の研究開発
- (4) 遺伝性早老症治療薬ゾキンヴィの販売
- (5) 新希少遺伝性疾患のオプションスクリーニング検査
- (6) ゲノム編集技術による遺伝子治療用製品の研究開発
- (7) その他パイプラインに関する研究開発

8 主要な営業所（2025年12月31日現在）

- (1) 当社の主要な営業所
 - 本社：大阪府茨木市
 - 支社：東京都港区
- (2) 子会社の主要な営業所
 - AnGes USA, Inc.：米国 ニュージャージー州
 - EmendoBio Inc.：米国 ニュージャージー州

9 使用人の状況（2025年12月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
56名	1名

（注）使用人数は就業人員であり、退職者及び派遣社員19.7名（年間の平均人員）は含んでおりません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
35名	2名	53.7歳	7年5ヶ月

（注）使用人数は就業人員であり、退職者及び派遣社員18.7名（年間の平均人員）は含んでおりません。

II. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

1	発行可能株式総数	700,000,000株
2	発行済株式の総数	389,026,550株 (うち自己株式230株を含む)
3	株主数	105,013名
4	大株主	

株主名	持株数	持株比率
セントラル短資株式会社	10,000,000株	2.57%
MSIP CLIENT SECURITIES	9,631,571株	2.47%
日本証券金融株式会社	7,389,300株	1.89%
INTERACTIVE BROKERS LLC	6,838,100株	1.75%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	6,617,378株	1.70%
株式会社 SBI証券	5,035,417株	1.29%
趙 鳳 祥	1,990,700株	0.51%
河 合 裕	1,787,500株	0.45%
望 月 高 清	1,463,400株	0.37%
水 野 親 則	1,450,600株	0.37%

(注) 持株比率は自己株式 (230株) を除外して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 新株予約権等の状況

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第32回新株予約権	第34回新株予約権
発行決議日		2018年4月23日	2019年4月22日
新株予約権の数		480個	320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 48,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 51,800円 (1株当たり518円)	新株予約権1個当たり 77,400円 (1株当たり774円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円	1株当たり1円
権利行使期間		2018年5月10日～ 2048年5月9日	2019年5月16日～ 2049年5月15日
行使の条件		※	※
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 2名
	監査役	該当なし	該当なし

※ 本新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ① 本新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間（但し、最終の日が休日に当たる場合には直後の営業日まで）に限り、本新株予約権を行使することができます。（なお、第34回新株予約権は本新株予約権を一括してのみ行使することができます。）但し、本新株予約権者が割当日以降最初に到来する取締役の任期の満了日よりも前に当社の取締役の地位を喪失した場合、本新株予約権者が当社の取締役を解任された場合、又は自己都合により退任した場合（疾病、障害により退任した場合を除きます。）は、本新株予約権を行使することはできません。
- ② 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合には、本新株予約権を行使することができません。
- ③ 本新株予約権者が不正若しくは違法な職務執行を行った場合、又は本新株予約権者が当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合には、本新株予約権を行使することができません。

-
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
 - ⑤ 本新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合には、かかる放棄の申し出のあった本新株予約権の全部又は一部を行使することができません。
 - ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできません。
 - ⑦ 上記①にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人に限り本新株予約権の相続を認め、かつ、本新株予約権者の死亡の日から10ヶ月以内に本新株予約権を相続する法定相続人を確定の上、同期間内に権利保有者変更手続を行った場合にのみ、本新株予約権者の死亡の日から1年を経過する日までに限り、当該法定相続人は本新株予約権を行使することができます。但し、本新株予約権者が割当日以降最初に到来する取締役の任期の満了日より前に死亡した場合には、本新株予約権の相続による承継は認められません。また、本新株予約権を相続により承継した法定相続人からの本新株予約権の相続は認められません。

IV. 会社役員 の 状況

1 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 田 英	AnGes USA, Inc. President EmendoBio Inc. CEO Emendo Research and Development Ltd. 取締役
取 締 役	佐 藤 尚 哉	当社管理部長 EmendoBio Inc. 取締役 Emendo Research and Development Ltd. CEO MyBiotics Pharma Ltd. 社外取締役
取 締 役	栄 木 憲 和	東和薬品株式会社 社外取締役 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外取締役 株式会社ファンベップ 社外取締役 キッズウェル・バイオ株式会社 社外取締役 AwakApp Inc. 社外取締役
取 締 役	原 誠	株式会社ファンベップ社外取締役
取 締 役	満 倉 靖 恵	慶應義塾大学教授 (理工学部・医学部) 藤田医科大学腫瘍研究センター特任教授 株式会社電通サイエンスジャム取締役CTO FeMup 代表取締役社長 IKI Inc. 代表取締役社長 IKI Japan 代表取締役社長 オールラウンド株式会社 (プロダクション所属) MITS Technologies 代表取締役社長 8illion 株式会社 取締役CTO
常 勤 監 査 役	森 郁 夫	森アソシエイツ代表
監 査 役	林 清 隆	SBIリーシングサービス株式会社 監査役 (非常勤)
監 査 役	山 梨 秀 行	—

- (注) 1. 取締役栄木憲和、原誠及び満倉靖恵の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役森郁夫、林清隆及び山梨秀行の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役栄木憲和、原誠及び満倉靖恵の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出ております。
4. 監査役森郁夫、林清隆及び山梨秀行の3氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出ております。
5. 2025年3月28日開催の第26期定時株主総会において、満倉靖恵氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。また、同株主総会終結の時をもって、室伏きみ子氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 2025年3月28日開催の第26期定時株主総会において、森郁夫、林清隆及び山梨秀行の3氏は監査役に選任され就任いたしました。また、同株主総会終結の時をもって、小野尚之、堀越克則及び安藤公一の3氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

2 役員の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は取締役会において、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る方針を決定しております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮し、決定しております。取締役、監査役、それぞれの世間水準及び役職によるバランス等を考慮して、監査役については監査役の協議を、それ以外については取締役会の審議を経てこれを決定しております。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役報酬は、固定報酬であり、1999年12月17日開催の設立総会での決議により年額200百万円以内（決議当時の員数3名）としています。報酬の決定に当たっては、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が経営内容、各役割に応じた貢献度合、給与とのバランス等を考慮し、毎期の定時株主総会後に開催される取締役会において決定されております。

取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬及び内容について決定方針と整合していることを確認しております。

当社の監査役報酬は、固定報酬であり、監査役の協議により、常勤、非常勤の別、業務分担内容等を考慮し決定しております。固定報酬は、1999年12月17日開催の設立総会での決議により年額60百万円以内（決議当時の員数1名）としています。

b. 業績連動報酬等に関する方針

当社は業績連動報酬等を採用しておりません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役の中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意欲や士気を高める目的として、退任時報酬として株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てております。

2018年3月29日開催の第19期定時株主総会で、取締役に対し退任時報酬として、割り当てる株式報酬型ストック・オプションに係る報酬等の枠を、固定報酬の限度額とは別枠で、年額100百万円を上限（決議当時の員数5名）としております。割り当てる新株予約権の行使価額は1円、行使条件は退任時としております。

ストック・オプションは、2018年4月23日開催の取締役会において取締役5名（社外取締役を含む）に対し、また2019年4月22日開催の取締役会において取締役4名（社外取締役を含む）に対し新株予約権の発行決議をいたしました。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬としております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③ 当事業年度における取締役の報酬等の決定過程における取締役会の活動内容

当事業年度における取締役の報酬等の決定に関する活動といたしまして、2025年3月28日開催の株主総会後の取締役会において、取締役個別の報酬額の決定については上記方針に基づき代表取締役社長である山田英に一任する旨を決議しております。この権限を委任した理由は、当社の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

④ 当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額		支給総額
		基本報酬	ストック・オプション	
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (4名)	109,365千円 (36,000千円)	—	109,365千円 (36,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (6名)	31,800千円 (31,800千円)	—	31,800千円 (31,800千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (10名)	141,165千円 (67,800千円)	—	141,165千円 (67,800千円)

(注) 期末日現在の取締役は5名(社外取締役3名)、監査役は3名(社外監査役3名)であります。

3 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役並びに社外監査役各氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条及び第38条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

4 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の取締役、監査役及び子会社の役員であり当該保険の保険料は、特約部分も含め、会社負担としており、被保険者の実質的保険料負担はありません。

5 社外役員に関する事項

(1) 会社又は会社の特定関係事業者との関係

社外役員は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者及びその三親等以内の親族その他これに準ずる者であったことはありません。

(2) 重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当該兼職先との関係
取締役	栄木 憲和	東和薬品株式会社 社外取締役 ソレイジア・ファーマ株式会社 社外取締役 株式会社ファンペップ 社外取締役 キッズウェル・バイオ株式会社 社外取締役 AwakApp Inc. 社外取締役	当社と兼職先間に重要な関係はありません。
取締役	原 誠	株式会社ファンペップ 社外取締役	当社と兼職先間に重要な関係はありません。
取締役	満倉 靖恵	慶應義塾大学教授 (理工学部・医学部) 藤田医科大学腫瘍研究センター特任教授 株式会社電通サイエンスジャム取締役CTO FeMup 代表取締役社長 IKI Inc. 代表取締役社長 IKI Japan 代表取締役社長 オールラウンド株式会社 (プロダクション所属) MITS Technologies 代表取締役社長 8illion 株式会社 取締役CTO	当社と兼職先間に重要な関係はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

・取締役 栄木憲和

当事業年度中に開催した取締役会20回中20回に出席いたしました。外資系を含む製薬企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき、海外の状況や事例に基づいた提言など、当社経営に有用な発言を行っており、また取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・取締役 原誠

当事業年度中に開催した取締役会20回中20回に出席いたしました。医薬品事業に関わる企業の経営者として、企業の総合計画や経理等への関わりによる豊富な経験・知見に基づき、当社経営に有用な発言を行っており、また取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・取締役 満倉靖恵

社外取締役就任後に開催した取締役会16回中15回に出席いたしました。理工学と医学の幅広い専門性と学際的研究実績、並びに産業界での経験を通じた多様かつ実務的な視点に基づき、当社の研究開発を客観的に捉え、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・常勤監査役 森郁夫

社外監査役就任後に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。社外監査役就任後に開催した監査役会13回中13回に出席いたしました。取締役会、監査役会においては、金融機関における豊富な経験と知見、また企業経営者としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査活動を通して、経営全般の監視と当社経営に有用な助言を行っております。

・監査役 林清隆

社外監査役就任後に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。社外監査役就任後に開催した監査役会13回中13回に出席いたしました。取締役会、監査役会においては、金融機関における豊富な経験と知見、また企業経営者としての豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営全般の監視を行っております。

・監査役 山梨秀行

社外監査役就任後に開催した取締役会16回中16回に出席いたしました。社外監査役就任後に開催した監査役会13回中13回に出席いたしました。取締役会、監査役会においては、財務、経理などの業務、また、経営企画業務、監査業務などの豊富な経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、経営全般の監視を行っております。

(4) 報酬等の総額

支給人員 10名 67,800千円

(注) 当事業年度末現在の人員は、社外取締役3名、社外監査役3名であります。

V. 会計監査人の状況

1 名称 有限責任監査法人トーマツ

2 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額	63,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、EmendoBio Inc.については、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するDeloitte Touche Tohmatsuのメンバーファームの監査を受けています。

3 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、経営執行部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過去の会計監査の職務執行状況及び報酬実績並びに報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は「アンジェスグループ企業理念・行動規範」を制定し、コンプライアンスの実効性が高められるよう、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知・徹底し、必要な教育・研修の機会を提供します。
 - ② 当社は代表取締役を委員長とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、当社及び子会社のコンプライアンスの状況について確認を行い、取締役会への報告を行います。
 - ③ コンプライアンス違反を早期に発見し、是正することを目的とする社内通報体制として内部通報制度を設け、「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき通報者の保護を確保した通報体制を整備します。
 - ④ 「インサイダー取引防止規程」に基づき、取締役及び使用人がその職務に関して取得した内部情報の管理、取締役及び使用人の株式等の売買、その他の取引の規制及び取締役及び使用人の服務に際し遵守すべき基本的事項を定め、インサイダー取引防止に努めます。この内容は子会社へも適用します。
 - ⑤ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
 - ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求がなされた場合には、管理部門を対応部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携の上対応します。
 - ⑦ 業務執行組織から独立した内部監査担当を設置し、「内部監査規程」に基づき、子会社及び下記の体制を含めたすべての業務を対象に、リスク評価に基づく監査計画を取締役会の承認の下に策定・実行し、監査結果を取締役会へ報告して改善を図ります。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理等に関する規程を、「文書保存管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」として定め、これらに基づき、当該情報が記載又は記録された文書、媒体等の保存及び管理を適切かつ確実に行うものとします。
 - ② 個人情報については、個人情報保護法、マイナンバー法等の関係法令その他社会的規範を遵守し、「個人情報取扱規程」及び「個人番号を含む特定個人情報取扱規程」に基づき情報資産を適切に保護管理します。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理・コンプライアンス委員会において、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、「事業継続計画（BCP）」を定めて想定されるリスクに応じた有事に備え、有事が発生した場合には迅速かつ適切に対応します。
 - ② 取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施します。
 - ③ 取締役会は、毎年、リスク管理体制について見直しを行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要な項目について意思決定するとともに、業務執行の状況を監督します。
- ② 重要な研究開発プロジェクト案件については、経営企画部長が議長を務める研究開発会議において審議又は事前検討を行います。
- ③ 「組織規程」において、職務執行に関する権限及び責任の範囲を業務分掌表に定めて業務を効率的に遂行するとともに、会社の意思決定方法を職務権限一覧表に定めて重要性に応じた意思決定を行います。
- ④ 取締役会は中期経営計画を策定し、これに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理します。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社及び子会社それぞれにリスク管理・コンプライアンス管理機能を設け、連携して情報収集及び管理を行うものとします。
 - (b) 当社及び子会社において、取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育・研修を継続的に実施します。
 - (c) 当社及び子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程は随時見直しを行います。
- ② 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社管理統括部門を設置し、「関係会社管理規程」その他関連規程により子会社の管理方法を明確にするとともに、関係部門と連携して子会社の管理を行います。子会社の組織及び業務執行体制につき定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督します。
また、子会社における意思決定について、子会社の各種関連規程に基づき業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう指導を行います。

子会社の取締役及び使用人は、子会社の内部統制システムの整備及び運用の状況を、定期的に当社へ報告することとします。

- ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 子会社にリスク管理及びコンプライアンス管理に関する規程を整備させ、想定されるリスクに備えるとともに、ことが発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応します。
 - (b) 子会社の取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施します。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社に対して、当社の承認を必要とする事項と報告事項を明確に定めさせるとともに、職務執行及び事業状況を定期的に報告させます。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ① 監査役より、監査役の業務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で補助使用人を配置します。

- ② 補助使用人の任命、異動、評価、処分にあたっては監査役の事前の同意を得ることとし、本職務の遂行にあたっては、取締役の指揮命令は受けないものとするにより、取締役からの独立性を確保します。
 - ③ 補助使用人は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保します。
- (7) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、当社における経営上の重要事項並びに法令・定款等に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼす事実及びそれらの事実が発生する懸念について、監査役に対して適時適切に報告を行います。
また、監査役はその職務の遂行上、必要と判断した事項に関し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び資料の提供を求めることができる体制を整えます。
 - ② 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社における経営上の重要事項並びに法令・定款等に違反する行為、子会社に著しい損害を及ぼす事実及びそれらの事実が発生する懸念について、直ちに当社の子会社管理統括部門に報告することとし、当該管理統括部門は当該報告のうち当社の代表取締役と監査役との協議により決定した事項については監査役に報告します。
 - ③ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は、取締役及び使用人から得た情報について第三者に報告する義務を負いません。また、監査役は、報告をした取締役及び使用人の人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができるものとします。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保します。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力します。
 - ③ 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

コンプライアンスに対する取組みの状況

代表取締役を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を4回開催してリスク管理システムの構築を行い、リスク管理プログラムを全社的に運用しました。

当社は内部通報規程を整備した上で内部通報の受付窓口を社内・社外に設置し、問題の早期発見と改善措置に備えております。

また、内部監査につきましては、取締役会で承認された内部監査計画に基づいて実施しております。

職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役5名で構成され、監査役3名（いずれも社外監査役）も出席しております。取締役会は20回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

損失の危機の管理に対する取組みの状況

当社は、自然災害や感染症の流行等により生じる損害の拡大を抑え最小に止めるために、事業継続計画大地震編及び感染症編を策定しており、同計画に基づく訓練、大地震対策用備蓄品の整備を実施しております。

当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて子会社の経営管理体制を整備、統括しております。

監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、監査役3名（いずれも社外監査役）で構成されています。監査役会は18回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役はリスク管理・コンプライアンス委員会に出席し、監査の実効性の向上を図っております。

3 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（特に記載がある場合を除き、本事業報告における記載金額は各単位未満を切り捨て、数量及び比率は各単位未満を四捨五入して表示しております。）

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	4,386,537	流動負債	2,243,471
現金及び預金	1,882,005	買掛金	542,958
売掛金	121,625	未払金	233,986
商品	234,065	未払費用	32,979
原材料及び貯蔵品	1,512,454	事業構造改革引当金	140,989
前渡金	358,528	未払法人税等	583,633
前払費用	111,922	前受金	641,450
未収消費税等	137,442	預り金	13,105
その他	28,493	リース債務	54,368
		固定負債	86,432
固定資産	1,019,446	繰延税金負債	21,774
有形固定資産	138,594	資産除去債務	64,657
建物	76,527	負債合計	2,329,903
工具器具備品	62,067	純資産の部	
無形固定資産	7,627	株主資本	△2,933,263
ソフトウェア	7,627	資本金	40,228,661
投資その他の資産	873,223	資本剰余金	8,475,978
投資有価証券	417,898	利益剰余金	△51,637,863
長期貸付金	15,000	自己株式	△39
敷金保証金	97,801	その他の包括利益累計額	5,916,512
繰延税金資産	339,642	その他有価証券評価差額金	37,828
その他	2,880	為替換算調整勘定	5,878,684
		新株予約権	92,830
		純資産合計	3,076,080
資産合計	5,405,983	負債及び純資産合計	5,405,983

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
事 業 収 益			
商 品 売 上 高	302,845		
手 数 料 収 入 益	554,816		
研 究 開 発 事 業 収 益	16,458		874,120
事 業 費 用			
売 上 原 価	553,737		
研 究 開 発 費	3,553,181		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,912,595		6,019,514
営 業 損 失			5,145,393
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	14,857		
受 取 手 数 料 益 入	5,217		
雑 収 入	102,485		
	6,823		129,383
営 業 外 費 用			
株 式 交 付 費	42,339		
投 資 事 業 組 合 運 用 損 失	9,650		
為 替 差 損	220,775		272,764
経 常 損 失			5,288,775
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	47,023		
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,168		52,191
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失			5,236,583
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	118,571		
法 人 税 等 調 整 額	57,214		
法 人 税 等 還 付 額	△11,969		
過 年 度 法 人 税 等 戻 入 額	△277,130		△113,314
当 期 純 損 失			5,123,269
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失			5,123,269

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	37,255,887	5,502,588	△46,514,594	△39	△3,756,157
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	2,972,773	2,972,773			5,945,547
親会社株主に帰属 する当期純損失			△5,123,269		△5,123,269
連結子会社の増資に よる持分の増減		616			616
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	2,972,773	2,973,390	△5,123,269	—	822,894
当 期 末 残 高	40,228,661	8,475,978	△51,637,863	△39	△2,933,263

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	47,444	5,760,964	5,808,409	104,339	2,156,591
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					5,945,547
親会社株主に帰属 する当期純損失					△5,123,269
連結子会社の増資に よる持分の増減					616
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△9,616	117,719	108,103	△11,508	96,594
当 期 変 動 額 合 計	△9,616	117,719	108,103	△11,508	919,489
当 期 末 残 高	37,828	5,878,684	5,916,512	92,830	3,076,080

■連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

医薬品事業は、製品化までに多額の資金と長い時間を要する等の特性があり、創業ベンチャーである当社グループは、継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあります。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、下記を重要な課題として取り組んでおります。

① 自社既存プロジェクトの推進

当社グループは、現在開発している医薬品等のプロジェクトを確実に進捗させることが重要な課題と認識しております。

当社グループでは、2019年3月にHGF遺伝子治療用製品の条件及び期限付承認を厚生労働省から取得し、同年9月から販売を開始いたしました。その後、米国で実施された後期第Ⅱ相臨床試験の結果が2024年6月に良好であることが判明したことを踏まえ、戦略的な観点から、同年6月に期限満了に伴い販売も終了いたしました。一方、米国では、2024年9月に米国FDAからブレイクスルー・セラピー（画期的新薬）に指定され、2025年11月に米国心臓学会（AHA）が発行する学術誌「Circulation: Cardiovascular Interventions」に臨床試験結果の論文が掲載されました。これらの状況から、米国での製品化を最優先とし、最短での製造販売承認を目指し米国での開発に注力しております。

椎間板性腰痛症向けの核酸医薬NF- κ BデコイオリゴDNAは、米国において後期第Ⅰ相臨床試験を完了し、その結果が北米脊椎学会（NASS）が発行する「The SPINE JOURNAL」に掲載されました。2023年10月からは、日本国内における第Ⅱ相臨床試験を開始し、予定どおり症例登録を実施しております。

これら開発中の医薬品について、今後も優先順位を明確にし、開発速度を最大限に高めながら進めてまいります。

② 開発パイプラインの拡充と事業基盤の拡大

当社グループの主力事業である医薬品開発において、上記プロジェクトのように遺伝子医薬や核酸医薬等、新しい分野の医薬品開発に取り組んでおりますが、これらの製品化は非常に難易度が高いため、常に開発パイプラインを充実させることが重要な課題と認識しております。そのため、当社グループではアカデミアによる研究成果や他社の開発品について共同開発を行う等、開発パイプラインの拡充に努めております。開発パイプラインの拡充実績として、2018年にカナダのVasomune社との共同開発契約を締結したTie2受容体アゴニストがあり、対象疾患をインフルエンザ等のウイルス性及び細菌性肺炎を含む急性呼吸切迫症候群（ARDS）として現在米国において前期第Ⅱ相臨床試験を実施中です。また、2025年12月にVasomune社と共同開発契約の対象をすべての疾患に拡大する契約を締結いたしました。

今後も、アカデミアとの協業並びに提携先との共同開発等により、開発パイプラインの拡充を目指してまいります。

また、事業基盤の拡大としては、既に海外で販売され、日本国内では販売されていない医薬品を日本において製造販売承認を取得し販売することや、希少遺伝性疾患の治療に必要な各種検査を受託する事業等による実現を目指しております。事業基盤の拡大実績としては、2022年5月に米国のバイオ医薬品企業Eiger社

と早老症治療薬ゾキンヴィの日本における独占販売契約を締結し、2023年5月に、厚生労働省に国内製造販売承認申請を行い、2024年1月に同省から製造販売承認を取得し、本治療薬を販売しております。また、希少遺伝性疾患の拡大新生児スクリーニング検査を受託しているACRLでは自治体や民間の検査センター等との連携により受託拡大を進めております。

今後も、ライセンス導入や希少遺伝性疾患への取組み等による事業基盤の拡大を図り、開発パイプラインの拡充をとおして将来の成長を実現してまいります。

③ 開発プロジェクトにおける提携先の確保

当社グループでは、製薬会社との提携により、開発リスクを低減するとともに、契約一時金・マイルストーンや開発協力金を受け取ることで財務リスクを低減しながら開発を進め、上市後にロイヤリティを受領するという提携モデルを事業運営の基本方針としております。

提携状況につきましては、NF- κ BデコイオリゴDNAの日本国内における慢性椎間板性腰痛症を対象とした第Ⅱ相臨床試験では、塩野義製薬株式会社から臨床試験費用の一部負担等の協力を受けるとともに、続く第Ⅲ相臨床試験の実施について協議いたします。また、HGF遺伝子治療用製品に関しましては、その高い有効性への期待からFDAからブレイクスルー・セラピー（画期的新薬）に指定されたことを生かし、欧米地域を中心にグローバル展開を行っていくことができるパートナーとの提携を検討しております。

今後も、製薬会社等との更なる提携を検討するとともに、開発プロジェクトに協力いただける企業を開拓し、事業基盤の強化に努めてまいります。

④ 資金調達の実施

当社グループにとって、上記①②を実現するために機動的に資金調達を行うことは重要な課題と認識しており、この課題に取り組んでおります。2024年9月にCantor Fitzgerald Europeを割当先とした第45回新株予約権（第三者割当て）を発行し、71億60百万円（新株予約権発行に伴う入金を含む）を調達いたしました。2025年11月にCantor Fitzgerald Europeを割当先とした第46回新株予約権（第三者割当て）を発行し、2025年12月末日までに2億11百万円（新株予約権発行に伴う入金を含む）を調達いたしました。

今後も、研究開発活動推進及び企業活動維持のために必要となる資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

しかしながら、現時点において、第46回新株予約権の行使は株価等の動向に左右されることから未確定であり、また上記に記載したプロジェクトを継続的に進めるための更なる資金調達の方法、調達金額、調達時期については確定しておらず、当社は継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在していると判断しております。

なお、連結計算書類は継続企業を前提としており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…………… 3社

連結子会社の名称…………… (海外) AnGes USA, Inc.
EmendoBio Inc.
Emendo Research and Development Ltd.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用する非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

MyBiotics Pharma Ltd.

③ 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない上記会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式及びその……………移動平均法による原価法

他の関係会社有価証券

その他有価証券

市場価格のない……………時価法

株式等以外のも……………（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により
の……………算定）

市場価格のない……………移動平均法による原価法

株式等

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社は定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属（リース資産を除く）設備については定額法を採用しております。また、在外子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～18年

工具器具備品 3～15年

無形固定資産……………当社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

リース資産……………一部の在外連結子会社については、米国会計基準 ASU2016-02号「リース」を適用し、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産はリース期間を耐用年数とし、減価償却方法は定額法によっております。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費及び新株予約権発行費……支出時に全額費用として計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、医薬品の研究開発を行っており、主に商品販売収入及び手数料収入を得ております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 商品販売収入

商品の販売については、顧客への納品が完了した時点で、当該商品の支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

b. 手数料収入

オプションスクリーニング検査事業におきましては、新生児の希少遺伝性疾患に関する検査の受託を行っており、顧客との契約に基づいて、検査結果を報告する履行義務を負っております。当該履行義務は、検査結果を顧客に報告した一時点において、顧客が当該測定結果に対する支配を獲得することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他の包括利益累計額の為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ 引当金の計上基準

事業構造改革引当金：事業構造改革に伴い発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度（千円）
商品	234,065
原材料及び貯蔵品	1,512,454

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

商品及び原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、貯蔵品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）による評価を行っております。収益性の低下により正味売却価額が帳簿価額を下回った場合、または、原材料及び製剤化後の製品についての会社が設定した使用期限内における将来の市場販売見通しを見積もり滞留すると見込まれる場合には、正味売却価額まで減額し、当該減少額を評価損として計上しております。

原材料の当連結会計年度末残高のうち1,354,298千円は、主にHGF遺伝子治療用製品の販売に供する予定であり、「原材料及び貯蔵品」残高の89.5%を占めております。

② 主要な仮定

正味売却価額の算定における主要な仮定は、原材料及び製剤化後の製品の使用期限、米国BLA（生物製剤認可申請）承認の可否や時期及び市場の需要等に基づく販売見込額であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

販売計画や市場環境の変化により、その前提となる条件や仮定に変更が生じて見積額が減少した場合、評価損が計上される可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

308,119千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式

389,026,550株

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の数

93,598,600株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要資金を自己資金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社の社内規程に則り、取引先毎の債権期日管理及び残高管理等を行っております。

投資有価証券については、債券、業務上の関係を有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
其他有価証券			
株式	16,400	16,400	—
資産計	16,400	16,400	—

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であることから、記載を省略しております。「売掛金」、「未収消費税等」、「敷金保証金」、「長期貸付金」、「未払金」、「預り金」、「リース債務」は重要性が乏しいため、記載を省略しております。「買掛金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	368,229
投資事業有限責任組合	33,269

投資事業有限責任組合出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,882,005	—	—	—
合計	1,882,005	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ

れ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	16,400	—	—	16,400
資産計	16,400	—	—	16,400

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 7円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 14円44銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権の行使

当社が発行いたしました第46回新株予約権につき、2026年1月1日から2026年2月16日までに、以下のとおり行使されております。

行使新株予約権個数	66,000個 (発行総数の6.84%)
交付株式数	6,600,000株
行使価額総額	378,990千円
未行使新株予約権個数	869,171個
増加する発行済株式数	6,600,000株
資本金増加額 ※1、2	190,584千円
資本剰余金増加額 ※1、2	190,584千円

※1. 資本金増加額、資本剰余金増加額には新株予約権の振替額1,089千円がそれぞれ含まれております。

※2. 上記の新株予約権行使による新株発行の結果、2026年2月16日現在の発行済株式総数は395,626,550株、資本金は40,419,245千円、資本剰余金は8,666,562千円となっております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社及び連結子会社は「医薬品事業」並びにこれらに関連する事業内容となっており、事業区分が単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
商品販売収入	302,845千円
手数料収入	554,816千円
研究開発事業収益	16,458千円
顧客との契約から生じる収入	874,120千円
外部顧客への売上高	874,120千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「(4)会計方針に関する事項」「⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	85,235千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	121,625千円

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	3,700,617	流動負債	1,439,016
現金及び預金	1,188,594	買掛金	484,443
売掛金	121,625	未払金	153,402
商品	234,065	未払費用	4,682
原材料及び貯蔵品	1,512,454	未払法人税等	141,932
前渡金	358,528	前受金	641,450
前払費用	77,643	預り金	13,105
未収消費税等	137,442	固定負債	322,399
その他	70,264	繰延税金負債	16,695
固定資産	724,534	資産除去債務	64,657
有形固定資産	138,594	関係会社事業損失引当金	241,046
建物	76,527	負債合計	1,761,415
工具器具備品	62,067	純資産の部	
無形固定資産	7,627	株主資本	2,539,134
ソフトウェア	7,627	資本金	40,228,661
投資その他の資産	578,312	資本剰余金	6,207,668
投資有価証券	417,898	資本準備金	6,207,668
その他関係会社有価証券	0	利益剰余金	△43,897,155
関係会社株式	51,990	その他利益剰余金	△43,897,155
長期貸付金	15,000	繰越利益剰余金	△43,897,155
関係会社長期貸付金	15,935,772	自己株式	△39
長期前払費用	2,650	評価・換算差額等	37,828
敷金保証金	90,543	その他有価証券評価差額金	37,828
その他	230	新株予約権	86,773
関係会社貸倒引当金	△15,935,772	純資産合計	2,663,736
資産合計	4,425,152	負債及び純資産合計	4,425,152

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
事 業 収 益			
商 品 売 上 高	302,845		
手 数 料 収 入	554,816		857,662
事 業 費 用			
売 上 原 価	553,737		
研 究 開 発 費	2,966,558		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,786,558		5,306,853
営 業 損 失			4,449,191
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	3,521		
受 取 手 数 料 入	5,217		
雑 収 入	787		9,526
営 業 外 費 用			
株 式 交 付 費	42,339		
投 資 事 業 組 合 運 用 損 失	9,650		
為 替 差 損	17,378		69,367
経 常 損 失			4,509,032
特 別 利 益			
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,168		5,168
特 別 損 失			
子 会 社 株 式 評 価 損	909,953		
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	241,046		1,150,999
税 引 前 当 期 純 損 失			5,654,863
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			4,430
当 期 純 損 失			5,659,293

株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	37,255,887	3,234,894	△38,237,862	△39	2,252,880
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	2,972,773	2,972,773			5,945,547
当 期 純 損 失			△5,659,293		△5,659,293
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	2,972,773	2,972,773	△5,659,293	—	286,253
当 期 末 残 高	40,228,661	6,207,668	△43,897,155	△39	2,539,134

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	47,444	97,970	2,398,295
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			5,945,547
当 期 純 損 失			△5,659,293
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△9,616	△11,196	△20,812
当 期 変 動 額 合 計	△9,616	△11,196	265,441
当 期 末 残 高	37,828	86,773	2,663,736

■個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

医薬品事業は、製品化までに多額の資金と長い時間を要する等の特性があり、創業ベンチャーである当社グループは、継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している状況にあります。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、下記を重要な課題として取り組んでおります。

① 自社既存プロジェクトの推進

当社グループは、現在開発している医薬品等のプロジェクトを確実に進捗させることが重要な課題と認識しております。

当社グループでは、2019年3月にHGF遺伝子治療用製品の条件及び期限付承認を厚生労働省から取得し、同年9月から販売を開始いたしました。その後、米国で実施された後期第Ⅱ相臨床試験の結果が2024年6月に良好であることが判明したことを踏まえ、戦略的な観点から、同年6月に期限満了に伴い販売も終了いたしました。一方、米国では、2024年9月に米国FDAからブレイクスルー・セラピー（画期的新薬）に指定され、2025年11月に米国心臓学会（AHA）が発行する学術誌「Circulation: Cardiovascular Interventions」に臨床試験結果の論文が掲載されました。これらの状況から、米国での製品化を最優先とし、最短での製造販売承認を目指し米国での開発に注力しております。

椎間板性腰痛症向けの核酸医薬NF- κ BデコイオリゴDNAは、米国において後期第Ⅰ相臨床試験を完了し、その結果が北米脊椎学会（NASS）が発行する「The SPINE JOURNAL」に掲載されました。2023年10月からは、日本国内における第Ⅱ相臨床試験を開始し、予定どおり症例登録を実施しております。

これら開発中の医薬品について、今後も優先順位を明確にし、開発速度を最大限に高めながら進めてまいります。

② 開発パイプラインの拡充と事業基盤の拡大

当社グループの主力事業である医薬品開発において、上記プロジェクトのように遺伝子医薬や核酸医薬等、新しい分野の医薬品開発に取り組んでおりますが、これらの製品化は非常に難易度が高いため、常に開発パイプラインを充実させることが重要な課題と認識しております。そのため、当社グループではアカデミアによる研究成果や他社の開発品について共同開発を行う等、開発パイプラインの拡充に努めております。開発パイプラインの拡充実績として、2018年にカナダのVasomune社との共同開発契約を締結したTie2受容体アゴニストがあり、対象疾患をインフルエンザ等のウイルス性及び細菌性肺炎を含む急性呼吸切迫症候群（ARDS）として現在米国において前期第Ⅱ相臨床試験を実施中です。また、2025年12月にVasomune社と共同開発契約の対象をすべての疾患に拡大する契約を締結いたしました。

今後も、アカデミアとの協業並びに提携先との共同開発等により、開発パイプラインの拡充を目指してまいります。

また、事業基盤の拡大としては、既に海外で販売され、日本国内では販売されていない医薬品を日本において製造販売承認を取得し販売することや、希少遺伝性疾患の治療に必要な各種検査を受託する事業等による実現を目指しております。事業基盤の拡大実績としては、2022年5月に米国のバイオ医薬品企業Eiger社

と早老症治療薬ゾキンヴィの日本における独占販売契約を締結し、2023年5月に、厚生労働省に国内製造販売承認申請を行い、2024年1月に同省から製造販売承認を取得し、本治療薬を販売しております。また、希少遺伝性疾患の拡大新生児スクリーニング検査を受託しているACRLでは自治体や民間の検査センター等との連携により受託拡大を進めております。

今後も、ライセンス導入や希少遺伝性疾患への取組み等による事業基盤の拡大を図り、開発パイプラインの拡充をとおして将来の成長を実現してまいります。

③ 開発プロジェクトにおける提携先の確保

当社グループでは、製薬会社との提携により、開発リスクを低減するとともに、契約一時金・マイルストーンや開発協力金を受け取ることで財務リスクを低減しながら開発を進め、上市後にロイヤリティを受領するという提携モデルを事業運営の基本方針としております。

提携状況につきましては、NF- κ BデコイオリゴDNAの日本国内における慢性椎間板性腰痛症を対象とした第Ⅱ相臨床試験では、塩野義製薬株式会社から臨床試験費用の一部負担等の協力を受けるとともに、続く第Ⅲ相臨床試験の実施について協議いたします。また、HGF遺伝子治療用製品に関しましては、その高い有効性への期待からFDAからブレイクスルー・セラピー（画期的新薬）に指定されたことを生かし、欧米地域を中心にグローバル展開を行っていくことができるパートナーとの提携を検討しております。

今後も、製薬会社等との更なる提携を検討するとともに、開発プロジェクトに協力いただける企業を開拓し、事業基盤の強化に努めてまいります。

④ 資金調達の実施

当社グループにとって、上記①②を実現するために機動的に資金調達を行うことは重要な課題と認識しており、この課題に取り組んでおります。2024年9月にCantor Fitzgerald Europeを割当先とした第45回新株予約権（第三者割当て）を発行し、71億60百万円（新株予約権発行に伴う入金を含む）を調達いたしました。2025年11月にCantor Fitzgerald Europeを割当先とした第46回新株予約権（第三者割当て）を発行し、2025年12月末日までに2億11百万円（新株予約権発行に伴う入金を含む）を調達いたしました。

今後も、研究開発活動推進及び企業活動維持のために必要となる資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

しかしながら、現時点において、第46回新株予約権の行使は株価等の動向に左右されることから未確定であり、また上記に記載したプロジェクトを継続的に進めるための更なる資金調達の方法、調達金額、調達時期については確定しておらず、当社は継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在していると判断しております。

なお、計算書類は継続企業を前提としており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式、関連会社株式 ……移動平均法による原価法
及びその他の関係会社有価証券

その他有価証券

市場価格のない……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

株式等以外のもの ……(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない……移動平均法による原価法

株式等 ……なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料 ……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～18年

工具器具備品 3～15年

無形固定資産 ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び新株予約権発行費 ……支出時に全額費用として計上しております。

(5) 引当金の計上基準

関係会社貸倒 ……債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業 ……関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上損失引当金としております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、医薬品の研究開発を行っており、商品販売収入及び手数料収入を得ております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①商品販売収入

商品の販売については、顧客への納品が完了した時点で、当該商品の支配が顧客に移転したと判断し、収益を認識しております。

②手数料収入

オプションスクリーニング検査事業におきましては、新生児の希少遺伝性疾患に関する検査の受託を行っており、顧客との契約に基づいて、検査結果を報告する履行義務を負っております。当該履行義務は、検査結果を顧客に報告した一時点において、顧客が当該測定結果に対する支配を獲得することから、当該時点で収益を認識しております。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「4.会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	308,021千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	67,625千円
(4) 関係会社に対する長期金銭債権	15,935,772千円
(5) 関係会社に対する短期金銭債務	170,509千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高	
事業費用（支出分）	1,207,829千円
営業取引以外の取引による取引高	一千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 (2) 当事業年度末日における自己株式の数
 普通株式

230株

8. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額	43,456千円
有価証券等評価損否認	6,753,662
繰越欠損金	11,644,244
関係会社貸倒引当金及び関係会社貸倒損失	5,194,846
関係会社事業損失引当金	75,977
その他	569,853
繰延税金資産小計	24,282,040
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ※	△11,644,244
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,617,198
評価性引当額小計	△24,261,443
繰延税金資産合計	20,597
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△16,695
その他	△20,597
繰延税金負債合計	△37,292
繰延税金負債の純額	△16,695

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度から、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

※税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 ※	1,309,602	706,569	1,007,630	1,274,718	1,308,938	6,036,785	11,644,244
評価性引当額	△1,309,602	△706,569	△1,007,630	△1,274,718	△1,308,938	△6,036,785	△11,644,244
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

9. 関連当事者との取引

子会社等

属 性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (千\$)	事業の内 容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	AnGes USA, Inc.	アメリカ 合衆国	400	医薬品の 開発 及び研究	(所有) 直接 100%	役員の兼任 業務の委託	資金の立替	—	立替金	67,625
							業務の委託 (注1)	1,207,829	買掛金	97,904
									未払金	72,605
子会社	EmendoBio Inc.	アメリカ 合衆国	63,634	医薬品の 開発 及び研究	(所有) 直接 86.8% 間接 5.8%	役員の兼任 資金の援助 増資の引受	資金の貸付	—	関係会社 長期 貸付金 (注2)	15,935,772
							増資の引受 (注3)	909,353	—	—

- (注) 1. 業務委託料については、一般的な取引条件に基づき決定しております。
 2. 関係会社長期貸付金に対し、関係会社貸倒引当金15,935,772千円を計上しております。
 3. 増資の引受は、子会社の財務状況および資金需要を勘案し、当社取締役会の承認により合理的に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 6円62銭
 (2) 1株当たり当期純損失 15円95銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10.重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、記載を省略しております。

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「11.収益認識に関する注記」における記載事項と同一のため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

アンジェス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野田 智也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高島 稔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アンジェス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アンジェス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

アンジェス株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 智 也
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高 島 稔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アンジェス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役を兼任する取締役及び用人等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月16日

アンジェス株式会社 監査役会
常勤監査役 森 郁夫 ㊞
監査役 林 清隆 ㊞
監査役 山 梨 秀行 ㊞

(注) 常勤監査役森郁夫、監査役林清隆及び監査役山梨秀行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

